

税の申告はお早めに

住民税・所得税の申告は2月17日(月)から3月17日(月)まで

町県民税・所得税の申告の受付と申告相談が2月17日(月)から始まります。申告期間中、税務署や申告相談会場は混雑が予想されますので、早めの準備をお願いします。なお、申告書は郵送でも受け付けています。

町県民税の申告

■次の条件に当てはまる人は、町県民税の申告が必要です。

- ①平成26年1月1日(賦課期日)に下仁田町にお住まいの人で、平成25年中に所得のあった人
- ②前年中の所得が全くなかった、もしくは、生計を一にする親族の扶養となっていない人
- ③町県民税において医療費控除や社会保険料控除などの控除を受けようとする人
- ④公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ年金以外の所得が20万円に満たない人
- ⑤所得がない人で、所得証明などが必要な人

※消費税率の引上げに伴い低所得者を対象に実施される「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」の給付対象者は、町民税(均等割)が非課税者(町民税の均等割が課税されている人の扶養親族になっている人等は除く)となっています。所得のない人でも、町県民税の申告をしないと給付の対象とならない場合があります。

所得税の申告

■次の条件には当てはまる人は、確定申告が必要です。

- ①給与の年収が2,000万円を越える人
- ②給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を越える人
- ③給与を2か所以上からもらっていて、年末調整がされなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える人
- ④恩給や公的年金等のみを受け取って、各種税額控除を受けることができる人
- ⑤事業(営業等、農業)・不動産の所得があった人
- ⑥平成25年中に土地や建物、株式などを売った譲渡所得がある人

■次の条件に当てはまる人は、確定申告をすると所得税が戻る場合があります。

(源泉徴収されている所得税がある人に限ります。)

- ①マイホームをローンなどで購入した人
- ②多額の医療費を支払った人
- ③災害や盗難にあった人
- ④給与と所得があり、年の途中で退職し、再就職していない人
- ⑤恩給・年金から所得税が源泉徴収されていて、各種控除のある人

■要介護認定を受けている人の障害者控除

65歳以上の要介護認定を受けている人に対し、申請により「障害者控除対象者認定書」を交付しています。認定書の交付を受けた人は、税の申告時に町県民税や所得税の障害者控除を受けることができます。

申請窓口 健康課介護保険係 (内線323、324)

申告相談日程表

受付時間:午前9時30分から午後4時まで

■町内各地区の申告相談の実施日と会場

町では申告期間中、別表のとおり申告相談を行います。地区ごとに会場と日程が異なります。対象地区以外の人への申告を受け付けることはできませんので、ご注意ください。また、申告期間中、役場窓口での申告相談は行っていません。

月日・曜日	地区	対象地区	申告会場	
2月 17日(月)	青倉	土谷沢・上青倉・下青倉(日向・日影)	青倉社会体育館(ミーティングルーム・旧青倉小図書館)	
18日(火)		宮室・大桑原・下青倉(小北野・跡関)		
19日(水)	西牧	矢川区・西野牧区	活性化センター(西牧出張所)	
20日(木)		南野牧・市野萱区		
21日(金)		本宿・横間		
24日(月)	小坂	中小坂・大平・東野牧区	旧小坂小学校	
25日(火)		下小坂・大坂区・上小坂区		
26日(水)	下仁田	下町・仲町・上町区	役場二階大会議室	
27日(木)		東町・川井区		
28日(金)		旭町・吉崎・栗山区		
3月 3日(月)	馬山	大東区・田城・緑ヶ丘区	馬山生活改善センター	
4日(火)		城西・竹の上(光陽団地含む)		
5日(水)		中央・小川(田城・竹の上除く)・蒔田区		
6日(木)	青倉	地区ごとの二次申告です。 行政区の定められた日にお出掛け できない方は、この日に。	青倉社会体育館(ミーティングルーム・旧青倉小図書館)	
7日(金)	西牧		活性化センター(西牧出張所)	
10日(月)	馬山		馬山生活改善センター	
11日(火)	小坂		旧小坂小学校	
12日(水)	下仁田		役場二階大会議室	
13日(木)	全			全地区対象
14日(金)				
17日(月)				

税務署からのお知らせ

ネットでらくらく申告

e-Taxを利用した所得税の確定申告は、24時間提出可能(申告期間中に限る)で還付は早期処理されます。本人の住民基本台帳カード、電子証明書とICカードリーダーが必要。また、確定申告等作成コーナーで作成・印刷した確定申告書は税務署に郵送等で提出できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

休日でも申告を受け付けています

前橋税務署及び高崎税務署では、申告期間中の休日の申告・納付相談を行います。

開庁する日 2月23日(日)、3月2日(日)

対応業務 確定申告書用紙の配布・收受、申告相談及び納付相談

所得税・町県民税の申告に必要なもの

- 申告書
- 印鑑、筆記用具など
- 昨年中の給与・公的年金等の源泉徴収票や支払調書の原本
- 事業・不動産所得者は、収支内訳書など収入金額と必要経費を計算できる書類
- 国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、その他社会保険料の支払額が分かる書類
- 生命保険料、地震保険料の控除証明書
- 雑損控除や寄附金控除などの控除を受ける場合は、それを証明できる書類
- 医療費控除を受ける人は、領収書(事前に計算してください)
- 所得税の還付がある場合は、申告者本人名義の預貯金口座の分るもの